

奈良県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	後	前			
五條市大塔町辻堂二九 番四先から 五條市大塔町小代四七 七番二先まで	A	B	一一・三 〃 七一・三	一、九八二 ・九	
			六・二 〃 三三・四	二、二二〇 ・〇	猿谷トンネ ル LⅡ三〇〇 ・三